

平成21年度

福島県環境審議会議事録

(平成21年11月4日)

1 日 時

平成21年11月4日(水)

午後 1時30分 開会

午後 4時15分 閉会

2 場 所

福島県庁本庁舎2階 第一特別委員会室

3 議 事

(1) 産業廃棄物税のあり方について

(2) 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定について

(3) 平成20年度における環境等の測定調査結果の概要について

(4) その他

4 出席委員

大越則恵 加藤大蔵 後藤忍 佐藤俊彦 津金要雄 中井勝己 長澤利枝
浜津三千雄 引地宏 福島哲仁 星サイ子 堀金洋子 皆川猛 和田佳代子
渡邊和子 渡部チイ子 (以上16名)

5 欠席委員

稲森悠平 白井英男 長林久夫 武藤智子 和合アヤ子 (以上5名)

6 事務局出席職員

村田 生活環境部長

林 生活環境部政策監

(生活環境総室)

佐藤 生活環境部参事兼生活環境総務課長

山田 生活環境部企画主幹

渡辺 生活環境総務課主幹 ほか

(環境保全総室)

鈴木 生活環境部次長(環境保全担当)

長澤 産業廃棄物課長 ほか

(総務部財務総室)

小椋 税務課長 ほか

7 議事内容

- (1) 開会（司会） 菅野生活環境総務課主任主査
- (2) 中井議長（会長）から、議事録署名人を引地委員と和田委員にすることとされた。
- (3) 議事（1）産業廃棄物税のあり方について、事務局（渡辺生活環境総務課主幹）から別紙資料1～3に基づき説明が行われ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

（皆川委員）

資料3の2頁の図3業種別排出割合について。他の業種の割合が減っている中、電気ガス水道事業だけが増えている理由は。

（渡辺生活環境総務課主幹）

ここで言う電気ガス水道事業には火力発電所、下水道事業が入っている。具体的には、火力発電所から出でくればいじんがかなり増えており、電気ガス水道事業を全体として押し上げていると考えている。

（和田委員）

課税の特例納付事業者について。4社あるということだが、これは自社処分のみか。それからもう一つ、県内で出される廃棄物も県外から持ち込まれる廃棄物も税は一律同じか。

（中井議長）

質問は、資料2の2頁の〈参考〉の業態別のところになる。

（渡辺生活環境総務課主幹）

特例納付事業者4社のうち、3社が自社処分、1社が委託という形になっている。それから2点目については、県外から搬入されるものも全く同じ税率である。

（和田委員）

特例納付事業者に関して、1社だけは自社処分ではないということだが、例えば中間処理業者ということか、それとも直接排出する事業者ということか。中間処理業者だとよそから産業廃棄物を受託する際に課税相当額をいただくということだが、それが中間処理業者で大量になったときに、多くなった分について特例を受けているのかどうかということを確認したい。

（渡辺生活環境総務課主幹）

その1社というのは特に中間処理業者を経てということではなく、排出事業者から出る廃棄物だけを埋めている。特段、他からいろいろ集まってくるというものではない。

（後藤委員）

2点あるので1点ずつ質問したい。1点目は特例納付の話、資料1-1の2頁、1万トンを超える場合は優遇措置があるということではいわば逆累進のようなもの。それによって資料2の2頁の表にあるように、特例納付事業者だけ納税額が増えているということは最終処分量が減っていないのだろうと思うが、これが税の目的からしてどうなのかなど。資料3で排出状況を押さえるときに、排出規模別の表がひとつ必要ではないか。どれくらい出しているところが減っているのか、確認する必要があるのではないか。

(中井議長)

量が多いところで税額が半分になるという制度からすると、あまり排出抑制の効果が上がっていないのではないかという点について質問である。

(渡辺生活環境総務課主幹)

特例納付については、制度創設当時、環境審議会だけではなく、税務サイドの地方税制等検討会において色々検討していただいた経過がある。後藤委員は、排出抑制の実効性という観点での御質問と思うが、そうした面に併せて、適正な税負担の調和ある制度という観点から、その当時、税制等検討会で議論され、最終的には高額な税負担が発生する場合には一定の軽減措置を講ずるべきであろうという結論になり、現在このような制度になっている。

(後藤委員)

当初の経緯はそうであろうと思うが、効果が及んでいないということであれば、特例措置をこのまま逆累進的に行うかどうかについては、とにかく検討の対象になるかと思う。

(中井議長)

税を導入する前の、対象になっている事業者の排出量などがもしデータであれば、1/2の課税で効果があったのかあまり無かったのか少し解明されると思う。そういったデータを用意することは可能か。

(渡辺生活環境総務課主幹)

データについては、過去のデータを精査してみる。また、今日の段階では19年度までのデータだったが、20年度のデータがどうかということも含めて対応したい。税制等検討会でも検討していただく内容と思うが、総合的に環境審議会の中でも検討していただければと思う。

(中井議長)

後藤委員のもう一点について。

(後藤委員)

資料2の5頁の表について。この3カ年で不法投棄防止対策に4割くらい充当しているのが気になる。税の趣旨からいっても、悪いことをする人の対策に税が使われるということは納税者の理解が得られるのか。当初はこういう税を導入すれば不法投棄が増え

るのではないかということで重点的になされたのは悪くはないと思うが、今後もこのような体制が必要なのかどうか、全体の4割も充当していることについて一定の評価が必要ではないか。関連して、資料1-1の税制度の目的の中に不法投棄防止対策が入っていない。もし、今後も継続するのであれば目的に入れておくべきではないか。

(渡辺生活環境総務課主幹)

平成18年度からこの税制度がスタートしたが、その背景として不法投棄や不適正な処理などが後を絶たないということがあり、このような当時の背景を踏まえて重点的に不法投棄対策に取り組んできた点が確かにある。当然、排出事業者の応益性ということを考えれば、排出抑制とか再生利用に対する支援が必要だと思う。当然やっちはいるが、全て100%補助するというわけにもいかず、企業の方も設備投資を控えたりと色々な状況があり、あまり伸びていないのが現状である。なお、不法投棄防止対策については、産業廃棄物税条例の第一条の中に「その他適正な処理の促進」が謳われている。適正な処理を促進する中で、その当時の環境審議会の中でも、不法投棄の未然防止も行うべきであろうとのことで具体的な例示をいただいております、現在の事業を構築している経過がある。

(長澤産業廃棄物課長)

後藤委員の御質問の1点目にあった、業態別とか規模毎に統計という話について補足する。データ上は、業種毎、廃棄物の種類毎の規模別のデータは出していない。電子媒体としてはある。算出することは可能と思われる。特に資料3の中で説明はしていないが、特徴的なことを申し上げると、例えば資料2の中で特例納付事業者の納付額が大きい背景は、火力発電所の焼却灰、ばいじんが増えていること。ばいじんはセメントの材料に活用されており、セメントへの再生が、3年程前までは9割程度あったのが今は6割程度になっている。中国等の景気や国内景気が悪くなっており、公共工事、社会インフラの整備に使われなくなった。結果として再利用できないので国内に埋立てせざるをえない。また、下水道汚泥について、下水道は年々増える一方である。下水道施設を整備していくと汚泥の発生量が増えることになる。小さい製造業等で大きな変動はないので、特にこうした目立つところを次回部会でお示しするようにしたい。

(中井議長)

リサイクルの滞っているところが排出量の増加につながっているということかと思う。詳細についてはさらに第2部会で検討していただきたい。

(長澤委員)

資料1-1の2頁の税の仕組み図のところ、直接最終処分業者に持ち込むところは具体的にどういう事業者か。それは中間処理業者では処理できないものとして直接持ち込むのか。もう一つ、下水道汚泥は課税対象になっているということだが、地方自治体が排出しており、市町村が税を負担している。今後検討する課題として、充当事業一覧

の中で、汚泥の減量化を技術振興というものを議論していただきたい。汚泥をリサイクルして良質な堆肥にしている企業があるので、今までは汚泥は堆肥化しても重金属などが入っているので最終処分されてきたが、見直ししてリサイクルに乗せる有効利用の仕組みづくりを検討していただきたい。

(長澤産業廃棄物課長)

資料1-1の2の排出事業者から直接最終処分される例としては、まず下水道施設がある。また、色々な工場に排水処理場がある。例えば重金属の汚染を防止するために排水処理をしている。そうすると必ず汚泥が出る。それらは直接埋められる。また、廃プラスチックなどを燃やさずに埋め立てている事業者も幾らかはある。更に焼却などの中間処理をしていくと、最後にどうしてもリサイクルできない部分が残るのでそれらも埋立せざるを得ない。以上が概要である。

また、下水道の技術については部会でも議論になると思うが、確かに、コンポスト化が一時期は汚泥の再利用として進められた。特に関西圏で進んだが、作ってもなかなかはけないという状況がある。県内でいうと郡山市内の下水処理施設ではうまくはけている。ただ、髪の毛や塩分が含まれているので家庭菜園くらいならいいが、現実的にはなかなか難しい。

(長澤委員)

堆肥化は色々なプラント会社が出てきている。従来のやり方ではない工程を経て汚泥の堆肥化をして、成分調査をしたら良好な堆肥にできた事例もある。情報収集して全部が最終処分場に行くということではなくて、循環させるという理念を持っていただきたい。

(佐藤委員)

業界からは県に対する要望として税の用途について述べている。その中で支援事業について申し上げたところ、大変良い回答が得られそうである。やはり産業廃棄物税は今後とも必要ではないかと思う。環境教育等に活用できる最終処分場の模型を作るとか、産業廃棄物処理施設周辺の景観を支援する事業などを聞いており、是非続けて欲しい。それから、納税義務者と徴収義務者について。業界で非常に問題になっているのは中間処理業者である。中間処理業者が課税相当額を請求するのになかなか排出事業者の理解が得られない。実際に最終処分された際には、最終処分業者からは例えば1トン分請求されるが、どうしても中間処理業者では明確な答えが出ない。具体的には、中間処理業者へ10トン持ち込まれてもリサイクルをなされたり減量化されたりで、5トンになるのか、3トンになるのか、あるいはゼロになるのか一概に言えない。そこで、どうしても排出事業者の言いなりになってしまっていて、値引きという形でおろしてしまっているケースが多いと聞いている。これについても是非検討していただきたい。

また、併せ産廃の件だが、同じ産業廃棄物なのに取扱いが違うのは平等でない。この

まま継続するのであれば、どういう位置づけで対象外とするのか。

それから、産業廃棄物は実質、量が少なくなっている。産業廃棄物税を導入したからとも言えないと思っている。大変不景気になっていて、我々業界は景気に左右されにくいと言われてきたものの、現在景気に左右されている。産業廃棄物税によって減量化、抑制効果が出たといってい一概には喜べない。我々も今後努力していくのでよろしくお願
いしたい。

(中井議長)

中間処理のところで減量化されるとなかなか税相当額の転嫁がなされにくいという点について、また、併せ産廃と普通の産廃の公平性について、事務局の認識を補足願
いたい。

(渡辺生活環境総務課主幹)

第1点目について、本県と同じ税の仕組みをとっている県が25あるが、いずれもそ
ういう問題があるとは聞いている。この制度をしっかりと定着させるためには、排出事業
者、中間処理業者の方の御理解をいただかないとまわらないということは御指摘のと
おりである。色々な機会をとらえて啓発等はしてきたが、次回の部会に向けて中間処理業
者に対するヒアリングを実施するので、生の声を聞いてどういった啓発がいいのかなど
を検討していきたい。

2点目の併せ産廃への課税については、地方税制等検討会でも検討した。焼却処理さ
れるケースが多く、焼却灰の形で最終処分されるのでなかなか課税客体を数量的に正確
に把握することが難しい。いわゆる課税技術面を考慮して非課税が妥当とされ、こうい
う制度に至っている。御指摘の点については、環境審議会だけでなく、税務サイドでも
検討していきたい。

(引地委員)

気になっているのは最終処分場の残容量。資料3の5頁にあるように、平成19年度
末の段階で、安定型では7.8年、管理型で8.2年となっている。不法投棄防止にか
ける費用が大きいとのことだが、税創設当時にも話題になったが、新たに課税するに当
たって不法投棄が増えるのではないかと。それを抑えないと大きな環境問題につなが
る。そういう意味で不法投棄防止対策に大きなお金を使ってきたが、今後はもう少し減
らせるのではないかと思う。そして、最終処分場の確保の観点から、できるだけ排出抑
制、再利用技術支援にシフトしていかないといけない。コメントとして言っておきたい。

(福島委員)

現在建設中の最終処分場で、7~8年後に稼働するだろうというものはあるか、把握
していれば教えていただきたい。それで実際に大丈夫なのかどうか。

(長澤産業廃棄物課長)

安定型では20年度中にいわきで1件許可された施設がある。管理型では20年度中

に富岡町で1件許可になった。これらで残容量は若干あがる。その他、計画中で一定程度手続きが進んでいるものが管理型で1件ある。

(堀金委員)

資料3の3頁について、県外から搬入された量は主にどの辺から入ってきているのか。また、資料3の3頁の表の中に、平成22年度の目標は出せないのか。

(長澤産業廃棄物課長)

県外から搬入される廃棄物の割合は、関東が一番多くて7割程度、東北が2割程度。これだけで9割以上を占める。目標については、廃棄物処理計画に設定しているのでグラフにも入れれば良かったのだが、表2の方にだけ入れた。ただ、県内に持ち込まれる量と県外への持ち込み量については目標設定していない。排出量や最終処分量については目標があるので、次回部会の中で図を訂正するなりしてお示ししたい。

(渡部チイ子委員)

資料の中に、製造する段階からの発生抑制とある。私も廃棄物にならないようにする製造段階からの指導や働きかけが大変重要だと思う。

(長澤産業廃棄物課長)

廃棄物を出している事業者等への働きかけを今後も引き続き行っていく。具体的なアドバイスは難しいが、例えば、どこに聞けばアドバイスを受けられるのか、そうした情報のありかなどを提供していきたい。

(中井議長)

大分予定時間を経過している。今日御指摘いただいた点を踏まえて、この案件については、重要な案件であり第2部会付託することよろしいか。

(各委員)

異議なし。

この後、事務局(渡辺生活環境総務課主幹)から別紙資料4に基づき今後のスケジュールについて説明が行われた。委員からの質疑はなかった。

(4) 議事(2) 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定について、事務局(石原水・大気環境課長)から別紙資料に基づき説明が行われ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

(後藤委員)

5頁の日橋川に係る類型だけが括弧書きでpH項目が除かれているが、理由があれば教えていただきたい。

(石原水・大気環境課長)

自然由来等によって基準を満たさない場合は、当該項目を除いて類型の指定ができるため除かれている。

本来、4頁の表にもあるA類型については、pHが5.8から8.6でなければ環境基準を達成しないこととなるが、自然由来等の影響のために基準を満たさない場合は、当該項目を除いて類型を指定することができるため、日橋川についてはこの考え方によりpH項目が除かれている。

(後藤委員)

猪苗代湖が中性化している問題と日橋川の環境基準項目にpH項目が除かれていることは関連していないと考えてよいか。

(石原水・大気環境課長)

日橋川は猪苗代湖を水源としているため、猪苗代湖における従来のpH5程度の酸性の水質と関係するといえるが、猪苗代湖の中性化の問題と関連するものではない。

(長澤委員)

10頁の今後の予定において、今年度から23年度までの水域が計画された理由を教えてください。

(石原水・大気環境課長)

計画としては、各種データが揃っている水域から進めている。

更に、浜通りの水域はサケ・マス等の漁業の観点及び各種データが揃っていることを考慮して、平成18年度に計画した。湖沼については、河川と異なる調査等が必要であることから、各種データが揃っている河川の後に計画した。

なお、会津地方の水域である東山ダム貯水池については、各種データが揃ったため、今回、河川と併せて類型の指定を検討していただくこととした。

(5) 議事(3)平成20年度における環境等の測定調査結果の概要について、事務局

(石原水・大気環境課長)から別紙資料に基づき説明が行われ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

(堀金委員)

本結果については先に振興局からいただいたもの拝見したが、昨年度の調査結果との比較に関する記載がない。

例えば、千五沢ダムに関する水質汚濁等の記載内容は、昨年度と変わらないうえ、対策に関する記載がない。地下水の水質測定結果では、昨年度の調査結果と比較した記載がない。

については、参考のため、今後、昨年度との比較ができるよう配慮していただきたい。

(石原水・大気環境課長)

調査結果の詳細内容は本編報告書内に記載してあり、これは先にお配りしてある。今回の資料は概要書のため詳細内容まで網羅することができなかった。

なお、地下水の水質測定結果では、前年度に基準を超過した地点については翌年度以降に経年的なモニタリングを行うこととなるため、前年度と比較できるものもある。

また、御指摘のとおり、千五沢ダムの水質は改善していないが、当該区域下流の今出川においては、生活排水対策重点地域に指定したことで浄化槽あるいは下水道の整備が進み、一時超過していた河川の環境基準が達成している。

おって、本報告内に記載されていなかった事項については、今後、分かるように配慮していきたい。

(6) 議事(4) その他について、事務局(山田生活環境部企画主幹)から別紙資料7に基づき、新しい環境基本計画の策定スケジュールについて説明が行われた。
質疑等はなく、以上で全ての議事を終了した。

(7) 閉会(司会) 菅野生活環境総務課主任主査